

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の防止に関する 対応等に関する基本方針

台湾中小企業銀行東京支店（以下、「当支店」といいます。）のマネー・ローンダリング及びテロ資金供与の防止に関する対応等に関する基本方針は、以下の通り。

- (1) 当支店では、マネー・ローンダリングの防止及びテロ資金供与を防止するための犯収法その他の関連法規等に則した内部規程（「マネー・ローンダリング等防止に関するマニュアル」等を含む。）を定める。
- (2) 当支店では、営業実態のない銀行（いわゆるシェルバンク）に対し口座開設サービスを絶対に提供しない。
- (3) 当支店では、シェルバンクに口座を開設しない。
- (4) 当支店では、匿名口座のサービス提供を拒絶する。
- (5) 当支店は、顧客に係る取引時確認に関する確認記録及び顧客との間の取引記録を 15 年間保存する。
- (6) 当支店は、疑わしい可能性のある取引及び大口取引等をモニターし、必要に応じて当局に届出をする。

以上